

環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン改訂案に対する 意見提出(2022.4.28)

(株)国際協力銀行の「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」は、施行(2017年4月)から5年が経過し、国際的な議論を踏まえ改訂が行われることとなった。このため、2021年2月から10回にわたって、産業界、金融界、環境NGO等ステークホルダーの意見を広く取り込むためのコンサルテーション会合が開催され、これを踏まえ、2022年3月30日、同ガイドラインの改訂案が公開された。

当会は、財務委員会が中心となり貿易保険委員会も協力し、(一財)エンジニアリング協会、日本鉄道システム輸出組合、日本機械輸出組合との連名で、環境社会に配慮しつつも日本企業が国際競争力を損なうことのないよう要望するとともに、新型コロナウイルス禍やウクライナ侵攻の地球環境保全プロジェクトへの影響を踏まえ政府の継続的な支援を要望する産業界の意見をとりまとめ、2022年4月28日、(株)国際協力銀行に提出した

2022年4月28日

株式会社国際協力銀行
企画部門 経営企画部 業務課
環境ガイドライン係 御中

一般財団法人エンジニアリング協会
一般社団法人日本貿易会
日本鉄道システム輸出組合
日本機械輸出組合

環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン改訂案に対する意見

■総論

今回の改訂は、OECD環境コモンアプローチを踏まえた内容であり、世界銀行の環境社会スタンダード(ESS)や国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダードといった世界的な基準に沿ったものと理解している。

新たに環境社会配慮について、自然環境への配慮のみならず、近年の世界的潮流である人権配慮が含まれることを明文化したことや、異議申立制度の拡充など積極的な対応については産業界も賛同する。また、FAQの充実により、情報公開の可能なケースの例示などより具体的な指針が示されたことを評価する。

一方、ODAプロジェクトとは異なり、民間ベースの事業を進める上では、商業上の守秘義務や効率性について考慮する必要があると、我が国の競争力を阻害することのないよう他国の輸出信用機関(ECA)とのイコールフットイングが確保された適切な運用がなされることを要望する。

加えて、産業界は長引く新型コロナウイルス禍による世界経済へのダメージやロシアによるウクライナ侵攻に端を発する原材料・物流コストの急激な上昇など未曾有の状況下であり、環境保全・改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトの促進について、日本政府の政策を踏まえつつ、積極的な支援の継続をお願いしたい。

■個別項目への意見

第1部

3. 環境社会配慮確認に係る基本的考え方

(4) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準

環境社会配慮等の「基準のベンチマークとしての参照については、OECD コモンアプローチを踏まえた対応を行う。」ことが明記されたことを支持する。我が国の競争力を阻害することのないよう他国の輸出信用機関（ECA）とのイコールフットリングが確保された適切な運用がなされることを要望する。

4. 環境社会配慮確認手続き

(3) カテゴリ別の環境レビュー カテゴリ A

プロジェクトがもたらす「負の影響については、プロジェクトによる重大な人権侵害が発生する可能性が高い場合も含まれ、かかる可能性がある」と判断された場合、人権配慮確認を行う。」ことが追記されたことは、近年の世界的潮流である人権配慮に対する積極的な対応として賛同する。

一方、民間ベースの事業を進める上で、商業上の機密保持や効率性について考慮する必要がある、人権配慮の対象は当該プロジェクトに直接起因し、事業の実施主体が自ら具体的に対応することが可能な事象に限定し、事業活動の過度な負担とならないようご留意いただきたい。

第2部

1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

(5) 社会的合意及び社会影響

(7) 非自発的住民移転

今回の改訂により、被影響住民との協議、補償について国際金融公社のパフォーマンススタンダードを踏まえた世界的な基準に沿った、より人権に配慮する内容が追記された。外部環境の変化について継続的に検討がなされ、ガイドラインに反映されていることは評価に値するものと思われる。今後もガイドラインの改訂に際しては、産業界に対し事前の説明、意見聴取をお願いする。

一方、プロジェクト実施国の国家的な判断に基づき諸事が策定される場合もあり、第三国である我が国が実行面において協力可能な範囲に留意しつつ、日本側が実効性のある対応をとれるようにしていただきたい。

以 上